## 利用促進支援策を活用いただくためのチェックリスト

- 各種調査では、**約4割**の方が**普段からマイナンバーカードを携行**しています。
- 窓口・受付での声掛けや掲示の工夫がマイナ保険証の利用につながります。また、受診の際、より多くの方にマイナンバーカードを持参いただくためには、ホームページやリーフレットの見直しが有効です。ぜひ、以下のチェックリストを活用いただき、取組をお願いいたします。各種チラシやポスターについては、厚生労働省HPからダウンロード可能ですのでぜひご利用ください。(詳細は参考資料P1~4をご参照ください。)

## (その1 窓口・受付対応編)

1	窓口での声掛け(「マイナンバーカードをご利用ください。」)	
	● 受付の際、これまでの「健康保険証をお持ちですか」に替えて、まず <u>「マイナン</u>	
	<u>バーカード(マイナ保険証)」の利用</u> をお声かけしていますか。	
	● 持参されていない方には、「 <b>ぜひ次回はマイナンバーカードをお持ちください」</b>	
	とお声かけしていますか。	
	● マイナンバーカードで資格確認できた患者に対して、特段の理由なく、改め	
	て健康保険証の提示を求めるようなことをしていませんか。	
2	チラシ・ポスター等の院内配布・掲示	
	● マイナンバーカード(マイナ保険証)を利用いただくために、 <b>目に見えるところ</b>	
	にポスター等が掲示されていますか。ポスターの掲示は医療DX推進体制整	
	備加算の要件の一つ(※)であり、一時金の支給条件にもなります。	
	※要件を満たすポスターは参考資料のP2に掲載しております。	
	● 受付などに「保険証を提示ください」といったプレートなどを置いていませんか。	
	「マイナンバーカードの利用又は保検証の提示をお願いします」との修正をお	
	願いいたします。	
	<b>厚生労働省では、来院患者に配布するためのチラシを作成</b> していますが、活	
	用していますか。チラシの配布は、ポスターの掲示とともに一時金の支給条件と	
	なります。	
	● また、マイナ保険証を利用すれば、 <b>医療費(20円)が節約されます</b> 。院内	
	掲示等でご案内していますか。	
3	健康保険証の利用申込みに関するご案内	
	マイナンバーカードさえお持ちであれば、窓口のカードリーダーで健康保険証の利	

用申込みが可能です。院内の掲示等でご案内していますか。	
④ 担当者の配置や専用レーンの設置	
● マイナンバーカード(マイナ保険証)を初めて利用される際には戸惑われる方もお	
られます。	
● ご案内担当者を取組の最初の時期に配置することや、専用レーンの設置など	
によって利用増につながっている例もあります。担当者の配置や専用レーンの設	
置、ポップ等のご案内の掲示など、積極的なご検討を行っていますか。	

## (その2 ホームページ等のご案内見直し編)

※ いずれの項目についても、 **具体的な記載例は参考資料のP5 に掲載**しています。 ぜひご活用く ださい。

①「受診の際持参するもの」に「マイナンバーカード(マイナ保険証)」も記載		
医療機関のHPやリーフレットなどに、「受診の際に持ってくるもの」として、「健康保		
険証」のみを記載している場合、 <u>「マイナンバーカード(マイナ保険証)または健康保</u>		
<u>険証」</u> に修正していますか。		
② マイナ保険証での受診では「限度額適用認定証」が不要であることを明記		
医療機関のHPやリーフレットに、マイナ保険証で受診する場合は「限度額適用認定		
証」が不要であることを明記していますか。		